

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）

（人事課）

一 趣旨

知事の期末手当を支給しない期間を延長するための改正

二 内容

知事の期末手当を支給しない期間を令和五年三月三十一日まで延長

三 施行期日

公布の日